

1 平成 23 年度包括外部監査結果と課題

(1) 【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

改革基本方針

- ・県の人的関与の抜本的な縮減

平成 23 年度末まで	県職員を部課長級職員を含め最小限派遣
平成 24 年度から	県職員を事務局員及び学芸員等に限定し派遣

↓
平成 24 年 2 月、「改革基本方針」を改定

平成 25 年度末まで	県職員を部課長級職員を含め最小限派遣
平成 26 年度から	県職員を事務局員及び学芸員等に限定し派遣

監査人の評価

- ・進捗していないものと判断する。
事業団の経営管理を担う人材は、そのほとんどを県職員若しくは県職員OBが占めている状態である。

平成 22 年度包括外部監査実施時の状況

- ・事業団の経営管理を担う事務局体制(平成 22 年度)
常務理事(県OB) 1 名、事務局長(県派遣(課長級)) 1 名、事務局次長(県派遣(係長級)) 1 名、
プロパー職員 1 名、嘱託職員 2 名
- ・5 施設の館長及び副館長
プロパー職員 3 名、県職員OB 5 名

今後の課題(意見)

- ・現状を踏まえると、管理職としての県職員の派遣に依存せざるを得ない実態にあり、平成 25 年度末まで県職員(部課長級職員)の派遣を 2 年間延長したとしても、問題解決できるか疑問がある。部課長級職員の派遣期間の延長とともに具体的な問題解決策及びそのスケジュールが必要である。課題 2
- ・その際には、事業団の今後の事業のあり方について整理が必要である。課題 1

(2) 【監査の視点3】外郭団体の経営状況

公益法人制度改革への取組

- ・公益財団法人として公益認定を受けるか否か未定である。

監査人の評価(意見) 課題 3

- ・事業団が、将来、どういった事業分野で活動していくのか整理した上で、公益認定を申請するか否かを検討することが望ましい。

2 包括外部監査結果への対応策

項目	取組みへの課題等	事業団	長野県
課題 1 今後の事業のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設(美術館を除く)は公募による指定管理業務であるため、民間との競争。 ・事業団が地域文化振興の中核として機能するための体制整備が不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村が設置する文化施設等の管理運営や市町村からの事業受託を行うなど新たな事業展開も視野に、経営の長期的安定を図る。 ・長年の運営実績から得た舞台技術のノウハウを有する専門職員(舞台技師)の能力を活用し、地域文化活動との一層の連携を図り県民の文化向上に寄与する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立的な運営を行う中で、地域の文化芸術振興の中核的な役割を担っていくことを期待するが、そのためには、事業団の財政的基盤を支え、安定的な運営を確立するための民間との競争の中でも、指定管理を勝ち取るだけの優れた経営ノウハウや魅力的な自主事業を始めとする文化芸術振興のための効果的な活動の展開が重要であり、県として必要な助言・支援を行う。
課題 2 部課長級職員の派遣期間の延長と問題解決、スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢構成等から県派遣職員に替わるプロパー職員の人材育成が遅れている。 ・会計事務等の経験が少ないプロパー職員が多く、内部牽制が不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局に(仮称)事務局次長補佐ポストを新設し、プロパー職員の配置により、将来の管理職候補を育成する。 ・管理能力を向上させるため、会計事務所等と連携し会計実務者研修会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の文化会館の指定管理期間中(平成 25 年度まで)は、県職員(部課長級)の派遣を継続し、次期指定管理者の選定に向け、事業団に全力で取り組んでいただく。 次期指定管理の獲得如何によっては、その後の事業団運営に大きく影響を及ぼすことから、次期指定管理者の選定結果(平成 25 年秋頃)を踏まえ、県職員の派遣を含めた事業団の体制のあり方を検討する。
課題 3 公益認定申請をするか否かの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設が行う貸館事業は、広く県民に貸し出すため、公益目的事業と認定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 3 月、理事会で非営利型一般財団法人への移行を決定した。 ・平成 25 年 4 月に一般財団法人に移行する予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの寄附がないこと、文化会館については、条例上「県民の平等な利用確保」が求められていることから、一般財団法人への移行は適切である。